

令和8年度北上市監査等の計画



目次

ページ

第1	実施方針	1
第2	監査等の種類と実施基準	2
第3	監査対象及び実施時期	3
第4	着眼点	4・5
第5	監査等年間予定表	6～17

北上市監査委員

令和8年4月

第1 実施方針

1 監査等の方向性

(1) 指導性を重視

種別や対象事業の特性に応じ、合規性、有効性、経済性、正確性の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導性を重視して監査を実施する。

(2) 勧告・指摘事項等に係る措置状況等のフォローアップ

過去の勧告・指摘事項等について、是正、改善を行った措置状況等の徹底と継続を確認する。

(3) リスク・アセスメント分析の活用

リスク・アセスメント（事前評価）分析を活用し、リスク・アプローチ（重点的）監査をする。

2 重点項目等 監査資源（人員・時間）を重点的に配分し、効果的、効率的に取り組む

(1) 過去の指摘事項等で重要性が高いもの

- ① 公用車運行管理（法に規定される運行記録の作成や保存など） ② 準公金の取扱い（不正な支出や収入処理など）
- ③ 契約関係（不適切な分割発注や業者選定理由など） ④ 郵券等の金券の管理（受払簿と現有の不一致など）

(2) 市民の関心が高いもの又は市民生活に与える影響が大きいもの

- ① 鳥獣被害対策関連事業 ② ツインモールプラザ関連事業 ③ 教育施設等の建設・改修事業

(3) リスク・アセスメント分析から抽出した外部への影響が大きい項目

- ① 予算と執行内容の整合性 ② 契約手続きの適否 ③ 準公金の管理状況 ④ 金券等の管理状況
- ⑤ 学校で使用する薬品の管理状況 ⑥ 交際費、食糧費、会議出席負担金の支出内容・手続手順の適否

第2 監査等の種類と実施基準

種 類			内 容	実施基準
財務監査 (法第199条第1項)	定期監査	(法第199条第4項)	監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて財務に関する事務の執行等を監査しなければならない。	年1回実施
	工事監査		前年度実施した工事から選定して実施	
	随時監査 (法第199条第5項)		監査委員は、定期監査のほか、必要があると認めるときは、いつでも監査をすることができる。	必要があると認めるとき
行政監査（法第199条第2項）			監査委員は、必要があると認めるときは、市の事務の執行について監査をすることができる。	定期監査に併せ、監査項目を定めて実施するほか、必要に応じて個別に実施
財政援助団体等監査（法第199条第7項）			監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているものの事務の執行について監査することができる。公の施設の管理を行わせているものについても同様とする。	団体を選定して実施
決算審査 (法第233条第2項、公営企業法第30条)			市長及び公営企業管理者は、一般会計・特別会計、公営企業会計について、決算書及び証書類を監査委員の審査に付さなければならない。	審査に付された際に実施
例月現金出納検査（法第235条の2第1項）			現金の出納に関し、監査委員は、毎月例日を定めて検査しなければならない。	一般会計、下水道会計とも毎月各1回実施
基金の運用状況審査（法第241条第5項）			市長は、毎会計年度定額の資金を運用するための基金について、監査委員の審査に付さなければならない。	審査に付された際に実施
健全化判断比率審査（健全化法第3条）			市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等の書類を監査委員の審査に付さなければならない。	審査に付された際に実施
資金不足比率審査（健全化法第22条）			公営企業を経営する市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、資金不足比率及び算定の書類を監査委員の審査に付し、意見を付けて議会に報告しなければならない。	審査に付された際に実施
公金の収納又は支払事務に関する監査 (法第235条の2第2項、公営企業法第27条の2)			監査委員は、必要があると認めるとき又は市長の要求があるときは、指定金融機関が取り扱う市の公金の収納又は支払事務について監査することができる。	必要があると認めるとき
会計管理者が行った指定公金事務取扱者の検査報告（法第243条の2第10項）			監査委員は、会計管理者が行った指定公金事務取扱者の公金事務の状況検査について、報告を求めることができる。	会計管理者が定期及び臨時に検査を行った際に報告を求める。
会計管理者が行った指定金融機関等の検査報告（法施行令第168条の4第3項）			監査委員は、会計管理者が行った公金収納又は支払事務及び預金状況検査について、報告を求めることができる。	

※ 請求又は要求に基づく次の監査については、請求事項等が発生した際に別途定める。

・ 住民監査請求 ・ 議会の請求に基づく監査 ・ 市長の要求に基づく監査 ・ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

「法」…地方自治法、「公営企業法」…地方公営企業法、「健全化法」…地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 監査等の対象及び実施時期

種 類	対 象	時期及び日数 (監査の日数は、土日祝祭日除く。)	
工事監査	・ 令和7年度実施した工事から15件程度選定	4月28日から7月1日まで	43日間
基金の運用状況審査	・ 財政調整 ・ 市債管理 ・ がん対策 ・ 地域振興など全19件	審査に付されてから60日以内	
決算審査	・ 下水道事業会計	審査に付されてから40日以内	
	・ 一般会計及び特別会計等	審査に付されてから60日以内	
健全化判断比率審査	・ 実質赤字比率 ・ 連結実質赤字比率など全4件		
資金不足比率審査	・ 下水道事業会計		
	・ 特別会計 (1) 工業団地事業 (2) 宅地造成事業 (3) 電気事業		
財政援助団体・ 指定管理者監査	・ 財政援助団体 3団体程度 (1件100万円以上のもの)	10月9日から11月20日まで	30日間
	・ 指定管理者 13団体程度		
定期監査	・ 財務に関する事務 課等41件、学校等8件	11月6日から2月3日まで	58日間
随時監査	必要に応じて個別に実施する随時監査については、別途定める。		
行政監査	・ 準公金管理・ 職場環境 (メンタルヘルス、時間外、年休取得状況等) ・ 学校薬品の管理状況	定期監査に併せて実施	
	必要に応じて個別に実施する行政監査については、別途定める。		
例月現金出納検査	・ 一般会計及び特別会計等	毎月22日又は23日 これにより難しい場合は、別に 指定した日	各12日間
	・ 下水道事業会計		
指定公金事務取扱者の 検査結果の報告	・ 指定公金事務取扱者	会計管理者が検査を実施した 都度	随時
指定金融機関等の 検査結果の報告	・ 指定金融機関(1) ・ 指定代理金融機関(5) ・ 収納代理金融機関(2)		

着 眼 点

1 定期監査、財政援助団体等監査の着眼点

監査実施前に留意事項やチェック項目を別途定める。

2 公金の収納又は支払い事務に関する監査の着眼点

会計管理者の要求に基づき、公金収納や支払い事務が法令に基づき適正に行われているか。

3 例月現金出納検査の着眼点

(1) 現金の出納

- ア 歳入・歳出簿及び歳入歳出外現金簿等と出納計算書の計数と一致しているか。
- イ 指定金融機関月計対照表と出納計算書と整合しているか。

(2) 収入

- ア 収入の根拠、年度、科目、収入金額、納入義務者、収入期限、納入場所等に誤りがなく、正確に処理されているか。
- イ 領収書等の処理は正確か。（領収印の押印漏れ及び日付の誤りがないか。）
- ウ 納入通知書等の発行遅延はないか。
- エ 現金納付された収入金の指定金融機関への引継ぎに遅延はないか。
- オ 過納金及び誤納金の処理は適正か。
- カ その他収入の手続、内容の違法性及び不当性はないか。

(3) 支出

- ア 支出の根拠、年度、科目、請求金額、債権者名、請求月日、支払期限、支払先等に誤りがなく、正確に処理されているか。
- イ 支出命令の根拠となる関係書類は添付されているか。
- ウ 品名、数量、単価、金額等の請求内容が、契約書の写し及び検査調書と相違ないか。
- エ 支払遅延はないか。
- オ 旅行命令は、合理的な経路により算定され、その目的、期間、人員など明確な必要性があるか。
- カ 資金前渡は、速やかに精算されているか。
- キ 食糧費は、社会通念上適切で、日時、場所、出席者名、内訳が記載されているか。
- ク 修繕費は、積算が明確で、契約書（発注書）及び検査調書等と相違ないか。
- ケ 委託料及び工事請負費は、契約相手の選定方法が適切で、履行期限の遵守及び履行確認が行われているか。また、契約書の写し、検査調書及び請求書等が添付されているか。
- コ 負担金、補助金及び交付金は、施行決裁、交付決定通知書、事業完了（実績）

報告書及び請求書等の関係書類が整備されているか。また、支払時期が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に違反していないか。

サ その他、契約書等と関係書類が整合しているか、購入金額、賃借料、補償費等の算定は適切か。

シ 下水道会計は、法に定める会計処理をしているか。

(4) その他

ア 一時借入金の状況は適切か。

イ 県証紙受払簿は、証紙の受払状況が金券毎に仕分けされ、正確に記帳されているか。また、金額の記帳及び累計に誤りがないか。

ウ 検査で指摘事項等があった場合に、担当部署に改善措置等の報告を求め、その内容を監査委員に報告しているか。

4 決算審査の着眼点

審査に付された決算書及び関係書類に基づき、決算計数に誤りがないか、財産の管理は適正に行われているか。

また、下水道事業会計は、法令に定められた全ての決算書類が具備されているか。財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他会計に関する書類に明瞭に表示しているか。

5 基金の運用状況審査の着眼点

関係書類に基づき決算計数に誤りがないか、基金の運用は適正か。

6 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の着眼点

当該比率は正確に算定されているか。